

## 東海市条例第15号

### 東海市手数料条例の一部を改正する条例

東海市手数料条例(昭和44年東海市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第4中(47)の項を(49)の項とし、(40)の項から(46)の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の(39)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の(41)の項とし、同表の(38)の項を同表の(40)の項とし、同表の(37)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の(39)の項とし、同表の(36)の項を同表の(38)の項とし、同表の(35)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の(37)の項とし、同表中(34)の項を(36)の項とし、(18)の項から(33)の項までを2項ずつ繰り下げ、(17)の項の次に次の2項を加える。

(18)	既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円
(19)	既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円

別表第4備考第3号及び第4号中「(33)の項」を「(35)の項」に改め、同表備考第5号及び第6号中「(34)の項」を「(36)の項」に改め、同表備考第7号中「(35)の項」を「(37)の項」に改め、同表備考第8号中「(35)の項」を「(37)の項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「(37)の項」を「(39)の項」に、「(38)の項」を「(40)の項」に改め、同表備考第9号中「(36)の項」を「(38)の項」に改め、同表備考第10号及び第11号中「(37)の項」を「(39)の項」に改め、同表備考第12号中「(37)の項」を「(39)の項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考第13号及び第14号中「(38)の項」を「(40)の項」に改め、同表備考第15号中「(38)の項」を「(40)の項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「(37)の項」を「(39)の項」に改め、同表備考第16号及び第17号中「(39)の項」を「(41)の項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。